



影岡 俊範 議員

問 奨学金返還の支援制度の導入は。奨学金返還支援制度は、地方における生産年齢人口が減少していることへの対策として、地域に定着する人材を確保するよう設けられた制度であり、その必要経費については特別交付税の措置対象とされている。「町内に一定期間定住すること」などの条件を設定して奨学金返還の支援を行うことで、県外の大学に進学した学生のUターンなど、若年層の地元への移住・定住の促進に一定の成果を上げようとするもの。

住み続けてもらうためには、生活に必要な収入を得られる仕事があることが不可欠である。

今後、地元企業の求人状況を踏まえながら、返還支援を実施している他自治体の実績や効果を検証し、本町での実施の必要性を研究していきたい。

「農」と福祉の連携 Ver.5

福祉分野に農作業を
～支援制度などのご案内～



厚生労働省 農林水産省

農福連携への取組は。

答 農福連携は、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組である。

農業分野において、障がい者が貴重な働き手となることが期待されるほか、働く場の確保、賃金、体力や社会性の向上、地域との交流の促進等、生活の質の向上が期待される。

県では、認知度の向上を図るため、農業者と障がい者就労施設等を対象に農福連携セミナーの開催、また、ワンストップ相談窓口の設置、マニュアルの作成、農作業体験のマッチングに取り組んでいる。

本町の将来の農業経営の発展及び障がい者の社会参画の実現のために、地域においてその定着を図ることが重要であると認識し、どのような形で町が農福連携に関わるか研究していきたい。

問 なぜ今最高裁判所へ上告中の職員を懲戒免職処分。

答 起訴された元職員は、裁判で無実を主張し事実関係も争っている。処分は裁判所の判断を踏まえる必要があるため、処分を保留していた。

9月2日に控訴審で控訴棄却の判決が言い渡され、それを契機に処分を行った。上告審は通常は下級審が行った事実認定は変更されないことから、下級審で認定された事実を前提に処分することができると考えた。仮に上告審において無罪になったとしても、地方公務員法違反の事実がかわるものではなく、懲戒処分の効力に影響を与えるものではない。

問 介護保険による住宅改修の場合、6畳の部屋面積からベッド床面積分を除く、5畳分しか給付しないのは松前町の特別ルールか。

答 介護保険による住宅改修は、要介護、要支援認定されている方が、自宅で自立した生活を続けるために必要な「手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止床、通路面の材料の変更、引き戸等の取替え、洋式便器等への便器取替え」の6種類である。

お尋ねの住宅改修の事前相談で、ベッド下の床を支給対象外としていた過去の事例を基に説明した。指摘があったことに関して再考し、今年度からベッド下も含めた床全体を支給対象とする見直しを行った。平成28年度以降の住宅改修について調べたところ、ベッド下の床を支給対象外としていた。国の通知に従い適切な給付に心掛けていきたい。



西村 元一 議員

